

平成25年（ワ）第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 125名

被告 東京電力株式会社，国

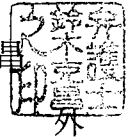
原告第31準備書面

(規制権限不行使の違法性の判断枠組と考慮要素)

2014（平成26）年10月17日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克



第1 本書面の目的

本準備書面では、本件における被告国の規制権限不行使の違法性の判断枠組と考慮要素について主張する。

第2 最高裁判決にみる規制権限不行使の違法性の判断枠組み

1 規制権限不行使の違法性の一般的判断枠組

規制権限行使の要件が法定され、この要件を満たす場合に権限を行使しなければならないとされているときは、この要件を満たす場合に作為義務が導出されることは当然である。

これに対して、権限行使の要件は定められているものの権限行使につき裁量が認められている場合や、権限行使の要件が具体的に定められていない場合には、

規制権限の存在から直ちに作為義務が導出されることにはならない。この場合、どのような要件の下で作為義務が導出されるかが問題となる。この点に関し、以下に述べる4つの最高裁判所判決（以下「最判」という）を通じて、規制権限不行使の違法性に関する一般的判断枠組みが判例準則として確立している。

すなわち、①宅建業者訴訟最判（1989〔平成1〕年11月24日、民集43巻10号1169頁、以下「上記①の最判」という）、②クロロキン薬害訴訟最判（1995〔平成7〕年6月23日、民集49巻6号1600頁、以下「上記②の最判」という）、③筑豊じん肺訴訟最判（2004〔平成16〕年4月27日、民集58巻4号1032頁、以下「上記③の最判」という）、④水俣病関西訴訟最判（2004〔平成16〕年10月15日、民集58巻7号1802頁、以下「上記④の最判」という）の4つの最判は、「国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その性質に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である」と規制権限不行使の違法性の判断枠組みを示している。

2 規制権限の行使の在り方についての判示

上記4つの最判をみると、具体的な規制権限の行使の在り方については異なる判断を示している。つまり、上記①②の最判は、規制権限を行使する時期や態様、行使要件の認定等について行政庁の裁量に委ねられていることを認めているが、上記③④の最判は、そのような裁量の存在に言及することなく、規制権限は「適時にかつ適切に行使されるべきもの」であることを明確にしている。このことから、上記①②の最判と上記③④の最判では、国の規制権限不行使の違法性を判断するにあたっての考慮要素に違いが出てくる。本件において、被告国の規制権限不行使の違法性を判断するにあたっては、この違いを十分に踏まえる必要がある。

3 上記①②の最判と上記③④の最判の違い

(1) 上記①～④の最判の事案の概要と判断内容

ア 上記①の最判（宅建業者訴訟）

上記①の最判の事案は、宅建業者の不正な行為により損害を被った取引関係者からの国家賠償請求を求めた事件である。

同事件の最判は、宅地建物取引業法が「免許制度を設けた趣旨は、直接的には、宅地建物取引の安全を害するおそれのある宅建業者の関与を未然に排除することにより取引の公正を確保し、宅地建物の円滑な流通を図るところにあり、監督処分権限も、この免許制度及び法が定める各種規制の実効を確保する趣旨に出たものにほかならない」としたうえで、「業務の停止に関する知事等の権限がその裁量により行使されるべきことは法65条2項の規定上明らかであり、免許取消については法66条各号の一に該当する場合に知事はこれをしなければならないと規定しているが、業務の停止事由に該当し特に情状が重いときを免許取消事由と定めている同条9号にあっては、その要件の認定に裁量の余地があるのであって、これらの処分の選択、その権限行使の時期等は、知事等の専門的判断に基づく合理的裁量に委ねられているというべきである」ので「当該業者の不正な行為により個々の取引関係者が損害を被った場合であっても、具体的事情の下において、知事等の監督権限が付与された趣旨・目的に照らし、その不行使が著しく不合理と認められるときでない限り、右権限の不行使は、当該取引関係者に対する関係で国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない」と判示した。

イ 上記②の最判（クロロキン薬害訴訟）

上記②の最判の事案は、クロロキン製剤の服用によりクロロキン網膜症に罹患した患者とその家族が、クロロキン製剤を製造した製薬会社、それを用いた医療機関、及び国を被告として損害賠償を求めた事件である。

同事件の最判は、「医薬品は、人体にとって本来異物であり、治療上の

効能，効果とともに何らかの有害な副作用の生ずることを避けがたいものであるから，副作用の点を考慮せずにその有用性を判断することはできず，治療上の効能，効果と副作用の両者を考慮した上で，その有用性が肯定される場合に初めて医薬品としての使用が認められるべきものである。すなわち，医薬品の製造の証人は，用法，用量，効能，効果等を審査して行われるが…用法，用量の審査に当たっては，治療上の効能，効果とともに，当該用法，用量における副作用の発生とその危険性についても審査し判断しなければならないこととなる。このように，薬事法の…各規制は，医薬品の品質面における安全性のみならず，副作用を含めた安全性の確保を目的とする」とし，規制権限の不行使に関しては，厚生大臣による「医薬品の有用性の判断は，当該医薬品の効能，効果と副作用との比較考量によって行われるべきものであるから，これについては，高度の専門的かつ総合的な判断が要求される。そして，右判断の要素となる医薬品の有効性と副作用及び代替可能な医薬品や治療法の有無等に関する医学的，薬学的知見は，研究，開発の成果などにより常に変わり得るものであるから，医薬品の有用性の判断は，その時点における医学的，薬学的知見を前提としたものとならざるを得ない。また，厚生大臣は，当該医薬品の有用性が否定できない場合においても，その副作用による被害を防止するため…権限を行使し，あるいは行政指導を行うことができるが，これらの権限を行使するについては，問題となった副作用の種類や程度，発現率及び予防方法等を考慮した上，随時，相当と認められる措置を講ずべきものであり，その態様，時期等については，性質上，厚生大臣のその時点の医学的，薬学的知見の下における専門的かつ裁量的な判断によらざるを得ない」のであるから，「医薬品の副作用による被害が発生した場合であっても，厚生大臣が当該医薬品の副作用による被害を防止するために…権限を行使しなかったことが直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法となるものではなく，副作

用を含めた当該医薬品に関するその時点における医学的、薬学的知見の下において…薬事法の目的及び厚生大臣に付与された権限の性質等に照らし、右権限の不行使がその許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使は、副作用による被害を受けた者との関係において同項の適用上違法となる」と判示した。

ウ 上記③の最判（筑豊じん肺訴訟）

上記③の最判の事案は、福岡県の筑豊地域に存在した炭鉱で掘進・採炭等の粉じん作業に従事した結果、じん肺に罹患した元炭鉱労働者（患者）又はその遺族が、炭鉱企業及び国を被告として損害賠償を求めた事件である。

同事件の最判は、国の規制権限行使の在り方に関し、鉱山保安法は「鉱山労働者に対する危害の防止等をその目的…（1条）」とし、「職場における労働者の安全と健康を確保すること等を目的とする労働安全衛生法の特別法としての性格を有する」ものであるから、同法30条が鉱業権者の「講ずべき具体的な保安措置を…省令に包括的に委任した趣旨は、規定すべき鉱業権者が講ずべき保安措置の内容が、多岐にわたる専門的、技術的事項であること、また、その内容を、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正をしていくためには、これを主務大臣にゆだねるのが適当であるとされたことによるもの」であり、「同法の目的、上記各規定の趣旨にかんがみると…通商産業大臣の同法に基づく保安規制権限、特に同法30条の規定に基づく省令制定権限は、鉱山労働者の労働環境を整備し、その生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することをその主要な目的として、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適時にかつ適切に行使されるべきものである」と判示した。

そして、上記の判断枠組みを踏まえ、①1955（昭和30）年～195

7 (昭和32)年にかけて実施された政府けい肺健診の結果、炭鉱労働者のじん肺罹患の実情が相当深刻なものとなっていたこと(被害法益の重大性)、②医学的知見の変遷により、炭じん等のあらゆる種類の粉じんの吸入によるじん肺罹患の危険性が認識され、じん肺被害の実情や医学的知見の変遷を踏まえ、じん肺の予防と健康管理を目的とした旧じん肺法が1960(昭和35)年3月31日に成立したこと(予見可能性の存在)、③衝撃式さく岩機の湿式型化により粉じんの発生を抑制できるとの工学的知見が明らかとなっており、炭鉱への導入に特段の支障がなかったにもかかわらず、炭鉱における規制が著しく遅れていたこと(結果回避可能性の存在)、④国は、戦後、いわば国策として石炭増産政策を強力に推進してきたこと(行政による事業への関与)、等の「諸点に照らすと、通商産業大臣は、遅くとも昭和35年3月31日のじん肺法成立の時までに、前記のじん肺に関する医学的知見及びこれに基づくじん肺法制定の趣旨に沿った石炭鉱山保安規則の内容の見直しをして、石炭鉱山においても、衝撃式さく岩機の湿式型化やせん孔前の散水の実施等の有効な粉じん発生防止策を一般的に義務付ける等の新たな保安規制措置を執った上で、鉱山保安法に基づく監督権限を適切に行使して、上記の粉じん発生防止策の速やかな普及、実施を図るべき状況にあったというべきである。そして、上記の時点までに、上記の保安規制の権限(省令改正権限等)が適切に行使されていれば、それ以降の炭坑労働者のじん肺の被害拡大を相当程度防ぐことができた」と判示し、国の責任を肯定した。

エ 上記④の最判(水俣病関西訴訟)

上記④の最判の事案は、水俣病による健康被害の拡大について、患者が国及び県に対して損害賠償を求めた事件である。

同事件の最判は、水質二法所定の規制は、「①特定の公共用水域の水質の汚濁が原因となって、関係産業に相当の損害が生じたり、公衆衛生上看

過し難い影響が生じたり…それらのおそれがあるときに、当該水域を指定水域に指定し、この指定水域に係る水質基準…を定めること、汚水等を排出する施設を特定施設として政令で定めること…を前提として、②主務大臣が、工場排水規制法7条、12条に基づき、特定施設から排出される工場排水等の水質が…水質基準に適合しないときに…工場排水についての処理方法の改善、当該特定施設の使用の一時停止その他必要な措置を命ずる等の規制権限を行使するものである」から、「この権限は…周辺住民の生命、健康の保護をその主要な目的の一つとして、適時にかつ適切に行使されるべきものである」と判示した。

そして、1959(昭和34)年11月末の時点で、①水俣病の公式発見から既に3年半が経過しており、その間、水俣湾周辺住民の生命、健康等に対する深刻かつ重大な被害が生じ得る状況が継続しており、国は、多数の水俣病患者の発生を認識していたこと(被害法益の重大性)、②国は、水俣病の原因物質が有機水銀化合物であり、その排出源がチッソ水俣工場のアセトアルデヒド製造施設であることを高度の蓋然性をもって認識し得る状況にあったこと(予見可能性の存在)、③国にとって、チッソ水俣工場の排水に微量の水銀が含まれていることについての定量分析をすることは可能であったこと(結果回避可能性の存在)、からすると、「手続に要する期間を考慮に入れても、同年12月末には…通産大臣において…規制権限を行使して…必要な措置を執ることを命ずることが可能であり、しかも、水俣病による健康被害の深刻さにかんがみると、直ちにこの権限を行使すべき状況にあったと認めるのが相当」であり「この時点で…規制権限が行使されていれば、それ以降の水俣病の被害拡大を防ぐことができた」のに、「実際には、その行使がされなかったために、被害が拡大する結果となった」のであるから、「昭和35年1月以降、水質二法に基づく…規制権限を行使しなかったことは…水質二法の趣旨、目的や、その権限の性

質等に照らし、著しく合理性を欠く」と判示し、国の責任を肯定した。

(2) 上記③④の最判が行政庁の「裁量」の存在を問題としていない理由

ア 上記4つの最判は、いずれも、上記した規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法と評価される一般的な判断枠組みに基づいて判示をしているが、上記③④の最判は、上記①②の最判とは異なり、規制権限を有する行政庁の「裁量」の存在を問題とせず、規制権限の行使の在り方について、「適時にかつ適切に」行使すべきであることを明確にしている。それとともに、上記③④の最判が規制権限不行使の違法性の判断にあたって取り入れている考慮要素は、(a)被害法益の重大性、(b)予見可能性の存在、(c)結果回避可能性の存在、(d)行政による事業への関与（上記③の最判）である。

以下においては、上記①②の最判と上記③④の最判とで、行政庁の「裁量」の存在を問題にするか否かについての判断が異なった理由等を明らかにしておく。

イ 上記①の宅建業者訴訟最判の事案は、被害法益が財産権で、取引関係者が自助努力により損害を防止することもある程度は可能であり、違法免許から生ずるすべての取引関係者の具体的な損害まで国又は地方公共団体が当然カバーするとはいえないことから、処分をなすか否かの判断、どのような処分をなすかの判断、いつ行なうかの判断についての行政庁の「裁量」が強調されたといえる。また、上記②のクロロキン薬害訴訟最判の事案は、被害法益は生命・健康であるものの、クロロキン薬剤という医薬品につき、副作用を考慮してもなおその有用性が肯定し得るかという医薬品の有用性と副作用の比較衡量（生命・健康対生命・健康の比較衡量）が必要であること、また、その当否は別として、「当該医薬品を使用する医師の適切な配慮により副作用による被害の防止が図られる」ことから、処分をなすか否かの判断、どのような処分をなすかの判断、いつ行なうかの判断は、「専門的かつ裁量的な判断によらざるを得ない」として、行政庁の「裁量」が強調されたとい

える。

これに対し、上記③の筑豊じん肺訴訟最判、上記④の水俣病関西訴訟最判の事案は、いずれも、一方の被害者側の法益が生命・健康という不可侵の権利であり、他方で規制される側の不利益は、事業者の物的・経済的負担であること、規制権限を付与した根拠法規の趣旨・目的が被害法益を直接保護することを主要な目的の一つとしていることから、処分をなすか否かの判断、どのような処分をなすかの判断、いつ行なうかの判断についての行政庁の「裁量」の存在を問題とせず、生命・健康被害の発生・拡大を防止するために「適時にかつ適切に」規制権限を行使することが求められることを明確にしたものといえる。

つまり、上記③④の最判は、規制権限を付与した根拠法規が、生命、健康という不可侵の法益を直接保護することを主要な目的の一つとしていて、規制される側の不利益が事業者の物的・経済的負担である場合には、規制権限を有する行政庁の「裁量」の幅は極めて狭いことを明らかにしているということができる。

(3) 小括

被告国は、「規制権限を行使するかどうかについて裁量が認められている事項については、第一次的には行政機関の判断が尊重されなければならない」（被告国の答弁書19ページ）と主張するが、上記③④の最判から明らかなように、規制権限を付与した根拠法規の趣旨・目的が、被害者側の生命・身体等の不可侵の権利を直接的に保護しようとしている場合には、行政庁は「適時にかつ適切に」規制権限を行使することが求められるのであり、被告国の主張は誤っている。そして、上記③④の最判が取り上げている違法性判断の考慮要素は、(a) 被害法益の重大性、(b) 予見可能性の存在、(c) 結果回避可能性の存在である。

第3 平成26年10月9日最高裁判所第一小法廷判決

国の規制権限の不行使にかかる最高裁判所の判断として、平成26年10月9日、新たな判決（平成23年（受）第2455号、平成26年（受）第771号事件）が下された。

1 事件の概要

上記両事件は、石綿（アスベスト）製品の製造、加工等を行う工場又は作業場（以下「石綿工場」という。）において作業に従事して石綿の粉じんにはばく露したことにより、石綿関連疾患に罹患した原告らが、石綿関連疾患の発生又はその増悪を防止するために労働基準法（以下、「旧労基法」という。）及び労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）に基づく規制権限を国が行使しなかったことが違法であるなどと主張して国家賠償を求めた事件である。

2 最高裁判所の判断

(1) 最高裁判所は、旧労基法及び安衛法が、労働者の健康障害の防止のために必要な具体的措置を命令又は省令に包括的に委任した趣旨を、措置の内容が多岐にわたる専門的、技術的事項であり、できる限り速やかに最新の知見に適合したものにするためであると認定して、「労働大臣の上記各法律に基づく規制権限は、粉じん作業等に従事する労働者の労働環境を整備し、その生命、身体に対する危害を防止し、その健康を確保することをその主要な目的として、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合したものに改正すべく、適示にかつ適切に行使されるべきものである（前掲最高裁平成16年4月27日第三小法廷判決参照）」と判示した。

(2) そして、この判断枠組みをもとに、①昭和33年頃には石綿工場の労働者の石綿肺り患の実情が相当深刻なものであることが明らかとなっており、また、石綿肺に関する医学的知見が確立していたこと（予見可能性の存在）、②石綿肺は、けい肺と同様、重大な疾病であることが指摘されたこと（被害法益の重大性）、③局所排気装置の設置は、石綿工場における有効な粉じん

防止策であり、その設置により石綿工場の労働者が石綿の粉じんにはく露することを相当程度防ぐことができたことと認められること（結果回避可能性の存在）などと指摘し、「昭和33年通達が発出された同年5月26日には、労働大臣は省令制定権限を行使して石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けることが可能であったといえることができる」ことから、「昭和33年5月26日には、旧労基法に基づく省令制定権限を行使して、罰則をもって石綿工場に局所排気装置を設置することを義務づけるべきであった」と判示し、労働大臣が同日以降、旧労基法に基づく省令制定権限を行使しなかったことを違法と判断した（第771号事件）。

3 両判決の判断枠組みについて

両判決において裁判所は、国に規制権限を付与した法律の趣旨・目的を労働者の生命、身体に対する危害の防止、健康の確保することとし、国の裁量の存在を問題とせず、被害法益の重大性、予見可能性の存在及び結果回避可能性の存在に該当する事実を指摘して、国の責任を肯定した（2455事件は破棄差し戻し）。

すなわち、両判決は本書面に指摘した上記③④の最判における裁判所の判断枠組みを踏襲するものである。

4 行政庁の裁量の幅

両判決の事案では、労働省は、局所排気装置の普及を図るため、昭和33年から何度か通達を発出していた（しかし、昭和46年当時においても石綿工場において局所排気装置による粉じん対策は進んでいなかった。）。

しかし、裁判所は、「労働大臣は、昭和33年5月26日には、旧労基法に基づく省令制定権限を行使して、罰則をもって石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けるべきであったのであり」と判示し、昭和46年4月28日に旧特化則において局所排気装置の設置が義務付けられるまで規制権限の不行使が国家賠償法1条1項の適用上違法とされると判示した。

以上の判示に鑑みれば、両判決において最高裁判所は、国民の生命、身体、健康に対する被害が重大な場合で、国が結果回避措置を事業者に義務づけることが可能であった場合には、行政庁の規制権限の行使について裁量の余地がないか、裁量の幅を極めて狭く解しており、行政指導により事業者の自主対策に委ねるのではなく、速やかに規制権限を行使して結果回避措置を義務づけなければならない、と判断しているといえる。

第4 本件における規制権限の根拠法規の趣旨・目的

1 はじめに

以下においては、本件における規制権限の根拠法規（原子力基本法、原子炉等規制法、電気事業法）の趣旨・目的を明らかにする。

2 原子力法制が立法された経過

原子力発電は、昭和33年に、イギリス、ついでアメリカから日本が輸入した技術である。この技術の導入にあたっては、その燃料となる物質が核爆弾に転用可能であることから、国の管理下に当然置かれることになった（日米原子力協定等）。そのため、原子炉の設計や原子力発電所の維持管理については、国が率先し、指導をしていくことになった。

そもそも、原子力発電所の1つが事故を起こし、シビアアクシデントとなったときに生じるであろう被害をまじめに検討したときには、各電力会社が一部上場の大企業であっても、賠償責任の全部を果たすことはできず、1つの電力会社が、そのような危険を有する原子力発電所を複数かかえることなど、企業の維持や自己防衛の観点からはあまりにも不合理かつ不自然である。

政府は、原子力発電を進めるため、政府提出の法案として原賠法を始めとする原子力に関する諸法案を提出し、関連企業が参加しやすいようにするために責任を電力会社に集中させ、免責を受けさせるなど、電力会社が原発施設を建

設、運用できるように強力に推進した。

このように、被告国は、自ら立法措置などの手段を通じて、我が国に原子力エネルギーを導入したのであって、単に第三者的に介入権限を行使することが問題にされるべきではなく、根本となる制度設計を含めて白紙の状態から原子力発電所の制度を作り上げてきたのである。

このような経過の中、被告国は、1955（昭和30）年12月19日原子力基本法、1957（昭和32）年6月10日核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という）、1964（昭和39）年7月11日電気事業法をそれぞれ制定し、原子力の利用について、国家統制とってよい法規制の制度をつくり上げている。

3 各法の趣旨・目的

ア 原子力法制の頂点にある原子力基本法は、原子力が完全に制圧することのできない危険を内包していることから、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行なうものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする」と規定（同法2条、傍点引用者）している。なお、2012（平成24）年6月27日改正で、同条2項に、原子力の利用の「安全の確保」は、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全…に資することを目的として」行なうとの規定が追加されたが、これは元々、同法が目的としていた趣旨を明確にしたものである。

イ そして、原子力基本法の「精神にのっとり」制定された原子炉等規制法は、原子炉等の「災害を防止し」て「公共の安全を図る」ことを目的（同法1条）とし、原子炉の設置許可の基準について、「原子炉施設の位置、構造及び設備が…原子炉による災害の防止上支障がないものであること」と規定している（同法24条1項4号）。

ウ さらに、原発を含む実用発電用の電気工作物の設置工事及び使用等につい

て規定している電気事業法は、「電気工作物の工事，維持及び運用を規制することによって，公共の安全を確保し，及び環境の保全を図る」ことを目的（同法1条，傍点引用者）とし，電気工作物の維持について定める「技術基準」（経済産業省令）の内容は，「人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えないようにすること」と規定している（同法39条2項1号）。

ところで，電気事業法は，原子力発電のみならず，水力発電，火力発電の電気工作物の維持，運用をも規制することを目的としているが，原子力発電の安全性の確保については，原子力基本法，原子炉等規制法，電気事業法が一連のものとして制定されていると理解すべきである。現に，2012（平成24）年6月27日の原子炉等規制法の改正において，従前，電気事業法に一部委ねられていた実用発電用原子炉に対する安全規制については，原子炉等規制法に一元化されている。

4 小括

上記したことから明らかなように，原子力基本法，原子炉等規制法，電気事業法は，原子力が完全に制圧することのできない危険を内包していることから，原子力の利用に伴い発生するおそれのある受容不能なリスクから国民の生命・健康・財産や環境に対する安全を確保することを主要な目的の一つとして制定されたものである。

したがって，経済産業大臣に規制権限（技術基準を定める権限〔電気事業法39条〕，技術基準に適合させる権限〔同法40条〕）を付与した根拠法規である電気事業法の趣旨，目的が，原子力の利用に伴い発生するおそれのある危険から国民の生命・健康・財産や環境に対する安全を確保することを主要な目的の一つとしていることは明らかである。

第5 本件における規制権限の行使の在り方

1 省令制定権限を経済産業大臣に委ねた趣旨

前述のとおり、電気事業法は、原子力の利用に伴い発生するおそれのある危険から国民の生命・健康・財産や環境に対する安全を確保することを主要な目的の一つとしている。

そして、電気事業法39条に基づき、技術基準に関する規制権限を経済産業大臣に包括的に委任した趣旨は、「人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにする」ために規定すべき技術基準（省令）の内容が、多岐にわたる専門的、技術的事項であること、また、その内容を、適時にかつ適切に、技術の進歩や最新の地震、津波等の知見に適合したものに改正をしていくためには、これを主務大臣にゆだねるのが適当であるとされたことによるものである。

したがって、経済産業大臣の電気事業法39条の規定に基づく省令制定権限（技術基準を定める権限）は、原子力の利用に伴い発生するおそれのある受容不能なリスクから国民の生命・健康・財産や環境に対する安全を確保することを主要な目的として、万が一にも事故が起こらないようにするため、技術の進歩や最新の地震、津波等の知見等に適合したものにすべく、適時にかつ適切に規制権限を行使することが求められる。また、原子炉（電気工作物）を、この新たな技術基準に適合させるため、技術基準に適合させる権限（同法40条）についても、適時にかつ適切に行使し、国民の生命・健康・財産や環境に対する安全を確保することが求められるというべきである。

2 まとめ

以上のとおり、本件は、上記第2記載の③④及び第3記載の最判と同様、経済産業大臣に規制権限を付与した根拠法規の趣旨・目的は国民の生命や健康を守り生活を維持するという不可侵の権利を直接保護することであり、規制される側の不利益が事業者の物的・経済的負担であるから、経済産業大臣の裁量の幅は極めて狭く、経済産業大臣は最新の知見に基づいて「適時にかつ適切に」規制権限を行使しなければならない。そして、規制権限が「適時にかつ適切に」行使されたか否かの判断に当たっては、上記第2③④及び第3記載の最判が取

り上げている (a) 被害法益の重要性, (b) 予見可能性の存在, (c) 結果回避可能性の存在の各要素を考慮して判断すべきである。

以 上